

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

衣服標本カタログ構成論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大丸, 弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003628

1 衣服標本カタログ構成論

1. 衣服カタログ構成論

本書第2, 第3部で提案されるカタログの対象は, 国立民族学博物館衣類特別収蔵庫に, 1989年9月末現在収納されている標本のうち, 日本以外の衣服である。

一般に衣服関連標本とみなされているものでも, 本館では衣類収蔵庫以外の場所に収納されているものがある。それは布帛以外の素材でつくられたものや, 人形の衣服のようにいろいろな材質のボディと組合わさっているもの等である。今回のカタログの対象を, さしあたり衣類収蔵庫内の標本に限定した理由は, 実質的に本館所蔵衣服のおそらく99%までは衣類収蔵庫に収納されていて, 衣服標本研究の一般的要請にはこの範囲でほぼ応じうるとかんがえられること, 他方20万点ちかい全標本中から衣服関連標本をぬきだす作業には, 今回とはべつの態勢とエネルギーを必要とするため, である。したがって正確に言えば本カタログは, 民博衣類収蔵庫所蔵衣服カタログということである。

一方, 衣類収蔵庫には衣服以外の繊維製品も収納されている。スペースの中で衣服とおなじくらいの比率を占めているのは敷物(じゅうたん類)である。もちろんこれも今回の対象に入っていない。

この第1部では, 標本衣服のカタログギングの前提となるべきいくつかの問題について, 検討を試みる。

なおこの検討は, すでに発表された「衣服標本属性論」(1984)¹⁾における所説を補足, 修正するものである。

1-1. 衣服の概念

衣服とはなにか, という設問にたいしては, それほど明快な答えがあるわけではない。衣服の概念についての論議をすることが, かならずしも本稿の目的ではないが, 今回のカタログでは地域的には日本を除外したほか, ジャンルとしてはアクセサリ, 布類を省いたから, そのことに関連する範囲までの定義は, ここでしておく必要があると思う。

衣服の基本的機能は, からだにつけて, からだを覆いつつむことであろう。その, からだへのつけかたやつける部分, つつみかた, といった条件によって, 下位区分で

1) 以下, 旧稿としているのは, この論文である。各項目が対応しているので, いちいちの頁数は省略する。

ある服種が生じることになる。

衣服の定義に関連する議論でも足もとをすくわれるのは、名称の適切不適切に関する問題である。たとえば仮りに上記のように衣服を規定した場合、日常的用法としては、かぶりもの、はきものなどまでを衣服のうちにふくめるのは不自然ではないか、という疑いが生じる。

これにたいして教育界の一部には、からだにつけ、つつむものの総称を被服という用語であらわそうとする意見があり、これに従っている事典類も存在する。けれども被服が総称であり、衣服がその部分であるとするのも、その逆にしてみることも、とくに根拠のある主張ではない。さらに、からだにつけ、覆いつつむ機能といえは、はきもの、かぶりものだけでなく、化粧のたぐいもこれに含まれねばならない。被服であっても衣服であっても衣裳であっても、そのなかに化粧、癩痕のたぐいまでを含めるのは、それらのことばをここであらためて専門用語として規定し直さないかぎり、どうしても無理があるといわざるをえない。

そこで本稿では、からだにつけ、これを包む機能をもつもの全体を、身装(具)、あるいは広義の装身具とし、それにふくまれるものとの概念構造を、下記のようにきめることにする。

身装(具)、あるいは装身具	}	衣服 化粧、癩痕等 アクセサリー(狭義の装身具)
---------------	---	--------------------------------

ここに示した概念関係のなかでは、衣服とは、からだにつけ、覆いつつむ機能をもつ人工物のうち、からだをつつむという目的が、それだけのみたされているものをさす。これにたいして、からだにつけるものであっても、覆いつつむ範囲がごく小さかったり、そういう機能がほとんど欠落しているものが、狭義の装身具、すなわちアクセサリーである。アクセサリーはいわば、不十分衣服ということになるうか。

ところで、つつむ範囲の大きさという限定になれば、その大きさの基準が問題である。しかし基本的には、覆いつつむ量をあまり具体的にあらわすという方法は、適当ではない。その理由は、それをからだにつけていれば、衣服を着ていると社会的に容認されるボーダーの基準、というものが、通文化的になりたつとは考えにくいためであり、しかもそのボーダーが、単に量的な限定ではないためである。

覆いつつむという機能については、私はこれをふたつの目的にわけて考えることを提案したい。そのひとつはからだを全体的に、あるいは一般的に包むことであり、第二はとくに恥部をつつみ、あるいは覆うことである。

つつみ覆う行為は、それによってからだを守ることが、理解されやすいさしあたっての目的であろう。その場合、ひとのからだはその各部分が関連しあって、全体として機能するものであるから、ある特定の箇所だけをかぎって覆ってみても、からだを保護するという観点からいえば、一般的にはあまり意味がないことになる。

その一方で、ひとのからだにはとくにそのところを覆って守ることに、重要な理由のある部分があり、それは文化によって一様ではない。ただしそれらの中でも、多くの文化に共通する傾向のあるのは、恥部であろう。もし恥部ということばを極端に限定的にとれば、男女ともごくわずかな部分でしかないが、恥部を守り、隠し、覆おうとする意志と心情は、下半身の相当ひろい領域にまで拡大される場合が多い。具体的にいえば、性器そのものにねざした、そのひととそれを見るひととの心情は、しばしば拡大されて胴体のくびれや爪先までも、恥部としてしまうのである。このようにある程度拡大された意味での恥部を覆うことを、衣服のもつつつむという機能の第二の、重要な目的とみたい。

したがって、覆いつつむ範囲がごく小さかったり、その機能がほとんど欠落しているもの——という定義は、単純な量的判断を前提としたものではありえない。つぎに、衣服とアクセサリとを区別しようとする理由についての、二次的ではあるが、見落とすことのできないもうひとつの観点をとりあげたい。それは多くの場合アクセサリは、その製作技術と使用材料とが、衣服とは全くべつの系統に属することである。

この理由はアクセサリの機能に関する観点ではなく、ものとしての属性にもとづく、全く便宜的な観点であるにすぎない。とはいうものの、身装はあくまでももの一物質としての、決定的な制約からのがれることはできないのであるから、それがデザインアイデアとして創作者のイメージの中にめばえてから、材料があつめられ、製作、加工され、流通を経て、消費者によって使用、管理されるすべてのプロセスで、物理的属性は正しく認識され、重んじられるべきなのである。

衣服は多くの場合、各種の繊維を原材料とし、これに衣服化のための加工をほどこす。繊維以外の材料をもちいた衣服もあるが、その比率はごく小さい。

一方アクセサリとされるもののうちにも、全体が繊維製品であるもの、あるいは部分的に繊維をもちいているものはすくなくないが、しかしそうしたものの多く—たとえばかぶりものやきもの、また袋ものといったジャンル—は、一般に加工の技術が、それぞれ特定の構造的イメージを前提とするため、衣服とは別系統のものであり、衣服研究者の関心は比較的薄いといえるだろう。

もちろんこのことは絶対的ではなく、材料にせよ加工技術にせよ比率の問題にすぎ

ないから、大きさの条件とともに、どちらともつかない標本もあるわけだが、そうした中間的なものがあるにしても、そのことは衣服とアクセサリーとを、保存、研究のための、ふたつの便宜的なジャンルとしてとりあえず分割すること自体に、さしつかえるほどの要件ではない。

われわれが衣服カタログをつくる目的の第一は、多数の研究者の、研究対象となるであろう標本属性の提示である。かつ博物館標本の場合、提示される属性が物質的要件—材料や技術に関係する範囲—を中心とすることは当然なのである。

身装（具）の区分肢として、衣服とアクセサリーとをわけたのは、以上のような理由からであって、アクセサリーを対象とするカタログについては、つぎの機会に譲ることとしたのである。

なおアクセサリーの機能を衣服から区別して、“身体を飾る目的”[江坂・渡辺 1988: 1,3] とすることが日常的理解とおもわれるが、しかし“飾る”とはどういうことであろうか。とりわけものそれ自体のもつ情報を、一義的に尊重しなければならない標本カタログの場合、このような情緒的機能を区分の基準とすることは危険、というより不可能なのである。

ついでながら、装身具という日本語の表現について一言する。装身具が衣服の区分肢なのではなく、逆に衣服が装身具の区分肢なのである、というのが私の概念規定であるが、その場合の装身具は英語の accessories には該当しない。accessories を日本語に直訳して付属品、あるいは副装具とすれば、狭義の装身具として衣服とおなじレベルの区分肢となる。それにたいして上部概念としての装身具ないし身装（具）は、英・仏語ではおそらく toilet, toilette という、いくぶん古風なことばか、もしくは personal adornments といったことばが、もちいられているようである。わが国の場合であると、容儀または容粧という表現がほぼ該当するといつてよいが、このふたつのことばとも、ほとんど死語となっている。

私がそれらに代えて身装（具）あるいは装身という用語を適当とするのは、このことばが身体概念をふくんでいることを、好都合とみたためでもある。くりかえして、衣服の機能を、からだにつけて、からだをつつむものとした場合、きわめて重要な条件であるにもかかわらず、意外に脱落しがちなのは、からだにつけるという点である。

「人間が身体を部分的あるいは全体的に覆うために着用するもの」[平凡社 1984: vol. 1, p. 1167] (“着用”という表現は定義されていない)

「身体の主要部分を覆うもの」[ぎょうせい 1981: vol. 1. 1, p. 159]

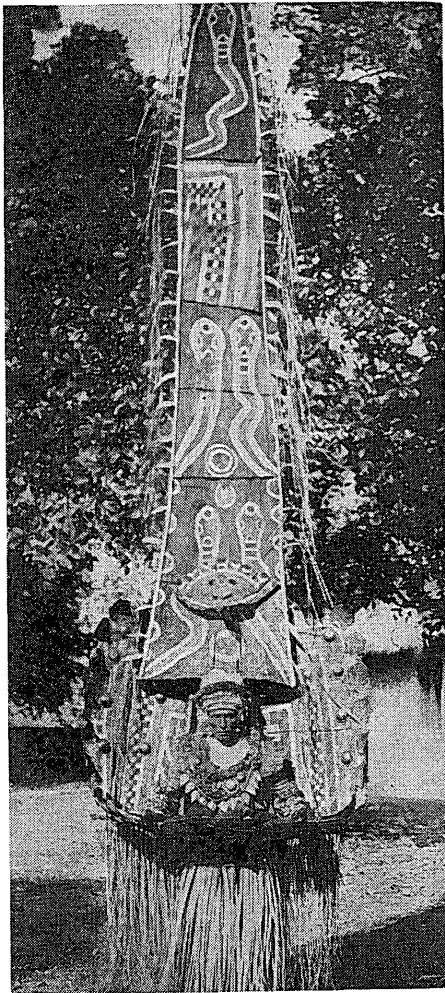


写真1 サッサム地方の祭具衣

このような説明であると、極端な例をいえば衣服と家屋との区別が明らかでない。たとえば犬小屋にいる犬にとって、犬小屋は住居なのか衣服なのかという疑問は一見非常識のようだが、いわゆる民族服の中のあるもの、とくに儀礼や祭りに用いるつくりものには、案外その区別のつけられないものがあるものである。

(写真1)

からだにつけるといいういかたも、あいまいでないとはいえないが、たとえば Musée de l'homme が提案した衣服の形態区分でも、分類の第一のキーは、服をからだに hung する方法である [Musée de l'homme 1981]。

要するに、衣服的機能をあらわす用語としては、個としてのからだの存在と、そのからだとのむすびつきを、すなわち personal な性格であることを示唆するような表現がのぞましく、身装ということばは、それほど違和感のない日本語としては、

一応その条件をみたすものとするのである。

つぎに、当カタログから除外した布型衣服についてのべる。

単純な未加工の布を除外するのは、布が衣服として用いられないという理由からではなく、衣服以外の目的でもちいられる布との区別がつきにくいからである。

たとえばインドの Sali は、構造としては単純な未加工の長方形の布であって、われわれがそれを身によそおうものとするのは、固有の物理的屬性以外の情報を信じているからである。しかし衣類収蔵庫に収納されている標本中には、サリーとすこしも変わらない属性をもつ布も大量にある。そしてその多くは、使用法についての情報が

落ちていたり、疑わしいものである。もしわれわれがサリーと似ているからといって、それらの布を衣服にふくめると、風呂敷もカーテンも敷物も、衣服に数えあげることになりかねない。

私は“単純な未加工の布”という表現をもちいたが、この表現については注釈が必要である。ここでいう未加工とは、衣服化のための加工がほどこされていない、という意味である。布は、布として製品化されるまでにも、織り、染め、刺繍などの複雑な加工がほどこされいていることが多い。しかしそうした加工は、布端の糸のぬけおちるのを防ぐための仕末と同様、布自体を観賞する自己目的的な意図と受けとることも可能である。

これにたいして衣服化のための加工とは、衣服の機能である“からだを包み、からだにつける”ための具体的処置をほどこすことである。こうした処置を立体化、もしくは立体構成とよぶこともあるが、このいいかたにはいくぶん異論の余地があろう。

それは西欧型衣服のように、ある程度の支持体をかりれば、かならずしもひとが着装しなくても、ある定型をたもつタイプの衣服もあるが、他方複雑な裁断縫製はあっても、ひとがからだにまとうことによってはじめて、立体のイメージを生むタイプの衣服もある。また貫頭衣のように、ひろげれば単に1枚の平面の布でしかないものも、首を通す孔を開けるという方法によって、からだに hung するための加工は、施されているのである。立体化ないし立体構成といういいかたは、西欧型の衣服以外には適当ではない。

衣服化といういいかたは具体性がないから、これもかならずしも適切とはおもわないが、いまは仮りにこのことばをもちいておく。すでにのべたとおり、衣服の機能であるからだにつけて、これをつつむための処置を、衣服化のための加工とするのであるが、この場合も布の自己目的な加工とのあいだの境界はかならずしも明白でない。越中褌は衣服であるが、六尺褌の系統はこれを除外する一たとえば【K112 褌ボルネオ】など一ということも、問題はのこるとおもうが、疑わしきは省く、というのが、本カタログの前提なのである。

1-2. 衣服標本カタログの目的と構造

本衣服標本カタログの目的は、国立民族学博物館の設置目的に沿って、世界の諸民族の衣服に関する調査・研究に従事する研究者を対象に、当館に所蔵する衣服標本についてその諸属性を示し、研究の手がかりを提供しようとするものである。

ところで衣服標本を収集し、これを保存し、研究することの目的はより具体的には

なんであろうか。本館の設置目的の中では、「世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究」（「国立学校設置法施行令」第8条 国立民族学博物館 昭和59年6月28日改正 政令第230号）とされ、関連法令中でも、「民族に関する資料を収集し、及び民族学に関する調査研究を行う」（「大学共同利用機関組織運営規則」第28条 平成1年5月29日改正 文部省令第33号）とあって、当然のことながらそれ以上具体的な、調査・研究の内容には言及されていない。

一般に標本資料の収集は、投機的動機はべつとしても、あるいは対象への個人的な愛着の念から、あるいは収集、所有すること自体への執着からと、さまざまな理由があるはずである。それにたいして公的な費用をもって、うえに示したような設置目的の基本線に添って設定される収集・保存の目標は、もうすこし高い次元のものへ絞りこまれる必要があろう。

“世界の諸民族に関する”あるいは“民族学に関する”資料の収集と保存ということは、ことばをかえるなら、異文化理解の手段のひとつとしての、ものの収集と保存ということになる。このことは衣服の物的属性の分析と平行して、服装と衣習慣の文化論的探究が、つねになされねばならないことをさしめしている。本館が標本資料の収集にあたって、とりわけ付随情報を重くみるのはそのためである。

調査・研究の対象としての博物館の衣服標本は、作家がデザインソースとして、すなわち感覚的価値に関する資料として利用したり、また技術の専門家が、その関心のもとに利用したりする機会が多いものである。いうまでもなく感覚的価値も技術も、文化の問題にはかならない。けれどもそれらの利用のしかたが文化論的服装論と一線をひく理由は、衣服の生成・展開の状況について、また環境的条件との対比のうえで衣服を観察することについて、この方面の利用者の熱意の低さがあるためである。文化論的服装認識に対応する衣服の収集と保存の構えとは、表現はやや概念的であるが、つぎのようにいえよう。すなわち、文化としての衣習慣の全体構造をとらえることを前提として、そのために役だちうるような、どんな属性情報をもみのがすべきではない、ということである。このカタログが分析項目を物的属性に限定したのは、後述するように現在のわれわれの能力の限界という以外の理由はない。

ところで衣服の保存・管理にあたっての最大の課題のひとつは、保存されるべき属性の選択である。単純にかんがえれば、入手した段階で資料がもっていたすべての属性が保存の対象であることになるが、入手時点という、時間のいわば偶然的な切り口でみると、属性のうちのあるものはあまりにも偶然的なものであったり、またある属性とある属性とは、一方を生かせば他の一方は消滅するという、両立のむずかしい関

係にあったりするものである。

入手時点の状態をそのまま保持しようという、現状固定主義の保存理念は、ほんらい標本資料をものとしてのみみての、即物的実証主義がその前提にあるとおもえる。しかしそのものの物理的現状が不安定で、しかもその近視眼的意味での属性の現状の、情報としての価値があきらかでないとする、頑固な現状固定主義は事実上不可能であったり、無意味であったりするものである。

他方標本資料には、いわばあるべき状態というものがある。一般的にはその衣服の美的理念は、それが最初つくられ、はじめて着装された時点での諸属性によって、あらわされる。美的理念といわれるような感覚的価値観は、いうまでもなく文化を理解するにあたっての中心的課題であろう。しかしその反面、その衣服が着古されて、垢や汗に染み、破損や変形の生じた状態は、これもまた衣習慣の全体構造をさぐるかけがえのない属性情報の集合なのである。

このようなジレンマの中で標本資料を有効に利用するためには、基本的にはつぎのような方針が必要である。

- ① 属性のうちのあるもの、とりわけ不安定な情報についての、早期の分析
- ② 衣服の文化論的態様、そのさまざまな視点の理解のうえでの、またその理解のための、必要な属性の詳細な分析
- ③ 上記②の便宜のため、つまりさまざまな観点からのすこしでも多くの研究者の調査・研究に供しうるための、属性検索の能率化

③は属性分析の方法自体ではないが、とりわけ公的機関が、異文化理解のための調査・研究という、間口のひろい目的のために所蔵する標本資料を提供する場合、ないがしろにすることの許されない配慮である。

上記のような目標のうえでの、ひとつの試案としてつくられたのが当カタログである。標本カタログが研究者の調査・研究のための手がかりであるなら、手がかりは多いほうがよい。属性チェックの作業中に「あまりこまか過ぎるのではないか」という意見が協力者の中にあっただが、問題はそれよりも、その微視的な分析項目が適切であったかどうか、であるとおもう。

分析対象としてえらんだ属性は、うえの方針の①、②に添うものである。そのうち②については、現在の服装研究の動向と、そのための標本資料の需要の内容を尊重する、ということが基本的態度である。

標本資料への研究需要という問題は、私のように博物館のそのための窓口的立場にある人間にも、なかなかつかみにくいものではある。ただし幸いわが国の服装研究の全体的動向に関しては、われわれは客観的なデータに恵まれている。本カタログのためには、直接には1965年から1982年までの、わが国における衣服構造技術関係の研究主題の分析を根拠とし、対象属性項目は基本的にはこれにもとづいた。このことに関する詳細な説明は、すでに旧稿で発表済みである。

そのうえで最近試みた追加的方法は、私立短期大学協会を通じて、服装教育、研究の専門家を募り、それに応じていただいた8名の研究者に1年間、分析項目の検討を委嘱する、という手段である。

もっともこの方法からえられた結果は、今回のカタログの分析項目には、十分に生かされていない。それは属性分析の作業はすでに8年の歳月にわたっており、分析項目の現段階での大幅な変更がむずかしかったためである。

1-2-2. 海外の博物館における衣服標本カタログの概況

今回の標本カタログの対象が日本以外であったため、参考とするカタログの実情を、われわれはさしあたり、海外の博物館のデータによって調査することとした。

調査対象としたのは、日本以外の主要都市の100博物館であったが、回答のあったのは、うち60施設だった。そのなかで、衣服がおもな対象である標本カタログを作成していたのは、わずか3館にすぎない。そのためいくぶん古いものであったが、本館所蔵の同種のものとおわせて、合計7冊を主な対象に、また衣服標本がある程度の比率でふくまれていたそれ以外の19冊を参考にして、全体の傾向を概観する。なお詳細な分析は、この海外カタログ収集プロジェクトのメンバーによって、近々のうちに発表される予定である。

全体的な傾向のうち、まず衣服の概念規定についての、当カタログの考えかたとの違いのひとつは、衣服と、アクセサリーおよび布型衣服との区別をたてない点である。単なる布であっても、身にまとうとされているものは衣服とする。こうしたいきかたは、着用法等についてほとんど問題がない西欧ファッションの場合などの、現実的方法ではあるが、民族学標本の場合、情報の不十分さという一般的な条件の違いがあって、その方法をそのままうけいれることはできない。固有属性という、いわば頑なな実証主義を私にとらざるをえなかったのは、民族服の場合、対象とする標本に付随する情報を補足すべき、一般的な研究情報の不足という現状からの、やむをえない方法だったのである。

分析項目としては、固有属性のうち、色、形態、素材、表面特性および構成技術については、すべてのカタログがマークし、サイズに関しては、半々位である。参考の19冊まで含めると、色についてもマークから外すカタログが、いくつかあらわれる。色とサイズとは、客観的なマーキングが難しいことと、利用性がおそらくはあまり高くないということが、省かれる理由であろう。

非固有属性のうちでは、時代、地域はぜんぶのカタログが怠っていないのにたいして、性別をふくめた着装者、着用目的は7館が、着装法は2館だけが、対象にしていた。

衣服名については、すべてのカタログにおいて、当該文化の日常的衣服名をそのままべつの文化に属する衣服にももちいている。ただし今回たまたま参考にしたわずかなカタログが、すべて主たる対象を、自国の衣服としていたため、このようなやルースな名称区分も、それほど責める理由にはならないだろう。

概括するというなら、手に入った資料のかぎりでは、衣服カタログの現状は、いわば市民的常識への妥協にとどまって、方法の実証性にも、目的の理念にも、みるべきものは乏しかったといわざるをえない。

主な対象としてえらんだカタログは、下記の通りである。

- | | |
|-----------------------------------------------------|------|
| Museos de Arte, Barcelona | |
| Museo de Indumentaria Coleccion Rocamora | |
| Museos de Arte, Barcelona | 1970 |
| Victoria and Albert Museum | |
| Guide to the Collection of Costumes | |
| Victoria and Albert Museum, London | 1924 |
| London Museum | |
| Costume; London Museum Catalogues No. 5 | |
| London Museum, London | 1934 |
| Jong, Mary C. de | |
| Ooderkleding en het Modesilhouet van de Vrouw | |
| Nederlands Kostuummuseum, Haags | 1985 |
| Measey, Eileen | |
| The Warwickshire Museum Costume Cataloguing Project | |
| <i>Costume</i> No. 19, pp140~145 | 1985 |
| Historischen Museum der Stadt Wien | |
| 200 Jahre Mode in Wien (10 April - 31 Oktober 1976) | |
| Historischen Museum der Stadt Wien, Wien | 1976 |
| Bijloekemuseum, Gent | |
| Textilia; Kostuums en Accessoires uit eigen bezit | |

(10 Juli - 31 Augustus 1986)

Bijloke museum, Gent

1986

1-3. 固有属性

このカタログは衣服の固有属性を分析対象としている。

固有属性とは、衣服を同定するために有効な、ものとしての衣服自体のもつ情報をさす。

ところで固有という概念を、ここではつぎのようにかんがえたい。すなわち固有性とは、それを失うことによって全体がほかのものになってしまうような、存在の本質にかかわる部分であって、それがあることによって全体を際立たせている特色、ということである。むかしからずっとそうだった、というような、時間・歴史的な内容は、ここでは避ける方が賢明だろう。

ものに付随する属性とはいうものの、純粋な物性的情報は案外に少ないものであって、またその分析の方法——観察のしかたと解釈の幅の中で、もの自体の情報といえども、多分に相対的であることは免れないのである。

観察のしかたと解釈の幅とは、具体的にはつぎのようなことである。

① 属性の物理的性質の不安定さから、分析結果が変わる可能性のあるもの

一般に問題とされるのは変褪色である。ある種の植物染色は褪色がとくに急速であるため、精密な色の測定をした場合、チェックごとにべつの数値が記録されるようなことが、おこりかねない。また褪色はふつう衣服全体にわたり一様に進行するわけではないので、測色の箇所の問題がそれに絡んでくる。

重量の測定は例外的である。しかし衣服の場合、家具や什器類とちがって、寸法の計測の客観性にいくつかの問題があるため、もっとも単純な同定法のひとつとして、その可能性がまったくないわけではない。それ自体重い素材である皮革、毛皮、毛織物を多く使用し、居住地域が寒冷地域にわたっているヨーロッパ圏では、重い衣服、軽い衣服の意識は、日常的にわれわれ日本人よりは強かったはずである。ルネサンスの文人カルダーノはその自叙伝のなかで、じぶんの質素な衣生活について、つぎのように語っている。

「異なった重さの四枚の服、重いもの、非常に重いもの、軽いもの、非常に軽いもので十分だと私は思う。全部を一度に着ることはないとする、十四通りの組合せができる。」[カルダーノ 1643:76]

標本衣服の重量変化は、一般的には乾燥と、微少な繊維の脱落によるものである。したがってその範囲内での変化への寛容度と、同定の目的に必要な精密さとの整合が課題であろう。

第三に形態の細部的経年変化である。衣服が博物館に収納され標本となったのちは、日常的な意味での痛み—虫害・カビ等が原因の一が、生じる可能性はすくないはずである。これにたいして衣服化加工部分についての、保存方法の不適切が原因の障害—微妙な布の伸び、ねじれ、繊維の折れ等については、やや見過されがちな傾向があるようにおもえる。

衣服は衣服化加工を経て製品となった直後から変形（型崩れ）がはじまる。とくに衣服をハンガーなどに掛けておく方法から生ずる布の変形については、海外の博物館もふくめて、衣服標本保存法の常識のおとしあなになっている²⁾。

② 事実認識の方法に左右されるもの

もっとも基本的な問題は分析、評価の能力、熟練度についてである。民博衣服標本のひとつの脚衣 [H8350 短ズボン フィリピン] について、脇縫目を折目と判断したチェッカーがあった。脚衣の材料とおなじ素材の縫糸を使用して、地の目を丹念に拾って緻密に縫い合わされると、相当な経験者でも判断を誤ることはありうる。とりわけ布の素材、組織に関する判別は、特殊な専門的熟練のないかぎり、非破壊的分析のみならず、ときには分解的分析を試みても、製品化後の判断には限界のあるものがある。

つぎに、認識、評価の枠組に左右される場合である。当カタログの中では、色マーク、サイズ区分、形態マークのほか、布地特性、構造技術の中の多くのマーク項目でも、評価の便宜のための枠づけを設けている。

ひとつの考え方として、たとえば数値的事実の記述をするのに、それを段階的に枠づけするのはむだではないか、という疑問はありうる。

当カタログで提案するそれぞれの評価の枠組みは、すべての分類概念がそうであるように、チェックと検索の能率化のためである。その一例として、表・裏の概念について説明したい。

衣服のどちらが表でどちらが裏かの判断は、案外むずかしいことがある。常識的には縁等の仕末で、布端、縫代の折返った側が裏と考えられるはずであるが、最近のハイファッションでも、その例外が多くなっている。一般には、工作痕をのこしていない、褪色がいちじるしい、誘目的加工がいちじるしい、ボタン、尾錠、ベルト通しな

2) ハンガー使用による成型衣服の劣化に関する学問的データで、公表された例を知らない。ここに紹介するわたしの実験は、その意味では、貴重であるかもしれない。[大丸 1988]

ど着用のための小物がある、などが衣服の表をきめる根拠である。しかしこれらの根拠のひとつひとつは絶対的ではなく、すべてが総合されたとしてもしよせん蓋然性の問題でしかない。

にもかかわらず私が当カタログに、表・裏の概念を採り入れたのは、割合に多い裏地の研究者が、全体からみれば僅かな比率にすぎない裏加工（裏地加工もふくめて）をもつ標本を、全衣類標本中から容易に検索できるようにとの配慮である。

以下、概念枠の中でもとくに問題のある、“標準性”と“装飾性”について、言及する。

標準性

マーキングの中にいくつか、

標準的 ←→ 特殊・例外的

の区分を設けたものがある。

[例] F-31 縫目に特色がある

F-74 布目の扱いに特色がある

この場合も、研究者が一般にはめずらしい縫い方や布目の扱いに関心をもって、調査の対象とすることが多いためである。かりに特殊などという枠づけはせず、縫い方そのものの種類を具体的に示すとなると、数えかた次第では100種に近くなるバリエーションのマークは、チェッカーにとっては不可能に近い負担となるであろう。

すべての項目を通じて、標準という枠概念の条件は、もっとも普遍的、支配的な方法、形式ということである。そしてその枠づけが現在の標本資料利用者—研究者にとって、納得されるものでなければならぬとすると、現在のところはそれが可能なものについては、普遍的な学校カリキュラムの基準に添って設定されることが、妥当であろう。

標準はしたがって、一定不変のものではない。ある期間を経たのち、「標準的 ←→ 特殊・例外的」の枠の基準を見直さなければならないのは、実用的マーキングの宿命である。

装飾性

装飾性の概念は、主としてマーキング中の刺繡、縁かざり、あるいはアプリーケというような技巧に示される。

縫いあわせ、あるいは補強のためのステッチと、刺繡との区別は困難である。はなやかな縁かざり、アプリーケも、即物的なとらえかたをすれば、布端の仕末、補綴、重ね縫いの中に包括することは可能なのである。

基本的な考えかたとしては、私は装飾、あるいは飾という概念を、本カタログか

ら一切排除した。その理由は、そうした製作者の意図に属する概念は、固有属性になじまないためである。

それにたいして私は、衣服製作のプロセスを、各プロセスごとの目標によって、下記のように整理する。

布帛化加工 布自体の保持 ふちかがりなど

衣服化加工 主構造部分——全体のかたちを保持するために、欠くことのできない加工

副構造部分 ①上記の目的のために、補加的、副次的な加工

②着装のために必要な加工

構造外的加工 布自体の保持にも、衣服構造の保持にも無関係、もしくはそうした目的以上に過剰な加工

布帛化加工、衣服化加工を工作、構造外的加工を工芸とよぶこともできる。後者は布にとっても衣服にとっても、その自己保全のためには不可欠のものではなく、任意的であり、主な目的はその誘目性 (attention value) の向上にあると考えられる。そして一般に装飾といわれるものは、ほぼこの構造外的加工にあたりとみてよい。もし標本数が多くなれば、その任意性——結果としてのバリエーションの豊かさも、装飾的意図の有無を推断するための、固有属性に隣接する条件となりうる。

刺繍であるか、単に布地を補強するだけのステッチなのかを判定する基準は、上記に尽きるが、実際の作業はけっして容易ではない。にもかかわらずこの枠区分を設ける目的は、ステッチのない衣服はほとんどないのであるから、刺繍の研究者が全部の標本衣服に目を通さねばならない非能率さを除去するという、実用的理由以外にはない。

③ 本来属性の導入に関して

本来属性の導入とは、受入れ標本の現状固定主義にもとづく属性の現状ではなく、その衣服の、推定されたほんらいの状態、もしくはあるべき状態を、評価基準にくみこむ方法である。

ものとしての衣服自体の現状の記録とともに、ある程度は現状そのものから目をあげて、当初の状態をも推定、記録して差支えないのは、第一に変褪色のような自然的変化に関してであろう。褪色して白、または白に近い色相を呈しているが、かすかな赤味が残っていると、または縫代など褪色のすすんでいない部分によって、ほんらいの緋色の確認できる布の場合などは、それを頑なに現状の白とだけ記録することはせず、A-1,4? としておくことによって、赤系統の染色、染料の研究者にたいする

情報提供となる。逆に白布が淡褐色に変色しているとき、その現在の色は染料、染色研究のためにはあまり役にたたないだろうが、白い布の変色に関心のある研究者は予想できるので、A-5,1とするのである。

問題はこうした自然的変化でなしに、人為的变化への対処である。そのうち資料の標本化の過程で生じた属性については、それ以前の状態が高い蓋然性で推定できるものにかぎり、これを記録しない。標本化の過程で生じた属性とは、梱包、移送、一時的収納の方法、または事故等による、原所有者の手をはなれた時点以後の、標本ほんらいの情報価値とは直接関係ない属性である。

着装もまた一種の本来属性である。資料が標本としてわれわれのまゝにひろげられたとき、着かたについての情報はないのがふつうである。衣服はどんな着かたをしようが衣服なのであって、着かたはその衣服の、ものとしての条件には直結することはないという考え方から、固有属性分析である本カタログには、着装法を示すマークはない。ところが一方形態マーク（C項）に関しては、なんらかの着かたを前提にしないと、マークのできないものがある。たしかに、衣服はどんな着方をしても衣服にはちがいないが、それが衣服であるという仮定にたっている以上、われわれはすでにある種の着かたを、想定していることになる。たとえば縦横1メートルの布に小紐のついているものを、われわれは単なる布ではなく、包衣として、肩衣（ケープなど）か腰衣（スカートなど）にマークした。しかしそれは一応、収集者の記入した情報カードの、たとえば「女性腰巻」という記録を信用しているからであり、固有属性のもつ情報のみに徹すれば、それはカーテンである可能性もあるし、またなにかまったく別の、われわれの想像もできない用途のものであったのかもしれないのである。

したがってわれわれは形態マークを与える場合、衣服化加工のほどこされた目のまゝの標本が、使用されていた当時にはなんであったのか、どう使われていたのか、つまりどう着装されていたのかという、その意味での本来属性についての、付属情報にもとづく最低限の推断は行なわざるをえない。作業的には、純粹にかたちのみで判別の可能なマークを優先させるが、推測される着かたのパラエティを考慮に入れると形態マークがひとつに決められないという場合には、他の複数の形態マークも加える、という方法をとった。

これとはべつの問題であるが、未完成の衣服についても、本来属性の考えかたがある範囲までは前提とされる。民博標本[H7957 男性用ズボン トルコ]は、242頁の写真および分析マークの示すように、1着分の脚衣の右と左が縫いあわされていない状態である。幸い本例は完成品とのセットであったが、もしこれが単独であったら、

西欧の脚衣とは構造パターンがちがうため、判断にくるしんだ可能性もある。

さてこの標本の場合、現状主義というたてまえから、2本の筒をそれぞれ円筒衣 C-3 とすべきだろうか。しかしそれは利用者の研究需要への対応としても、あまりにも無意味であるように思える。したがって未完成品については、衣服としての基本的な機能の付与された段階について、形態マークをあたえるのである。すなわちこの場合にも、あるべき状態という意味での本来属性の考え方が適用される。厳密に考えるなら、その段階の形態と、製作者の製作意図のなかの形態イメージとはかならずしもおなじではあるまい。しかし本カタログでの完成という概念は、主構造、副構造をふくめた衣服化加工の完成という内容であり、その構造の種類であるとか、構造外的部分であるとかは、製作者、加工者、着用者等が抱いたかもしれないさまざまなデザイン理念をふくめて、問題外なのである。

標本中には、おそらく製作予定という意味での衣服名がつけられていて、実際は一枚の布、という極端な例もある [H151952 ウィピール グアテマラ]。こうした場合は、かりにその注記が正しいとしても、それはあくまでも製作者の意図にすぎず、未加工の布自体がある程度以上限定的に、完成形態を示してはいない、という理由で、本カタログの対象から除外している。

ところで、衣服をそのもっともあるべき状態としてみるのであれば、細部分析的な属性の集積というカタログニングの構成そのものへの疑問も、当然おこるわけである。全体は部分の集合であるにしても、部分的情報の寄せ集めが、かならずしもその標本の、衣服としての全体的イメージを表わすとは限らない。それは固有属性標本カタログとしてさえも非常に不完全なものということになるだろう。私がこのカタログの詳細分析部分で、原則としてすべての標本に写真を添付したもっとも大きな理由は、そうした危険を避けるためである。

とするとつぎの課題は、全体イメージ情報としての、写真の撮影法である。ある衣服の、衣服としての総括的イメージをとらえる場合、望ましいのはテーブルのうえにひろげられた状態でも、収蔵庫の中でハンガーに吊された状態でもなく、ひとのからだに装着された状態で撮影することである、という考えかたへの反対意見は、すくないであろう。

詳細分析カタログの写真撮影で私がとった方法は、モデルに着せる、ボディに着せる、平置きするの、主として3つの方法であった。

平置きは一壁面への貼付、あるいは吊下げでの垂直な平置きもふくめて一着装した状態からは離れるが、一般に細部の提示、とくに平面的なパターン認識には、適した

方法である。写真添付は全体イメージの提供という目的のほかに、色、紋様、一部の細部構造など、視認的情報の提供という目的もあるので、後者の必要のおおきい場合には、この方法をえらんだ。

ボディ着装とモデル着装は、着装イメージをつかむという点では望ましい方法である。とはいっても、不正確な着装法であるとか、モデルやボディのもつ偶然的な条件によって、イメージが左右される危険はあり、この危険性に対しては、技術畑のひとびとは比較的無頓着な傾向があるものである。

さて私はうえの文章で、総括的イメージということばを、全体イメージとは区別してもちいた。総括的イメージという表現のなかに、私は固有属性という概念のなかでは、おそらくもっとも境界の問題であるところの、衣服の機能に関するイメージもふくめているのである。衣服のもつ機能のうちもっとも重要で直接的なのは、着装一からだにつけ、からだを覆うこと一であるが、その行為はまた衣服のさまざまな文化的機能と、複雑な強制関係でむすびついている。本来属性である着装法が、衣服の形態分析のための、欠かせない条件であることはすでにのべたが、だとすればその周辺の文化的機能もまた、ものそれ自体とは関係ない事柄だからといって無視し去ることに大きな疑問がある。そのために、ものそれ自体の規制因としての、ものの文化的標準態様を仮定し、その標準性を、いわば文化的固有属性とみなすことを提案してみた。もしその考えかたがうけいられるならば、衣習慣の文化論的論議につねに前提となるのは、ある事柄の標準性の根拠についての検討でなければならない。

具体的にいえば、ある文化のなかで、着装法のパターンは比較的安定していて、つまり標準性がとらえやすいものである。そのため着装のパターンは本来属性であるとともに、文化的固有属性とみなせる場合がある。さらにこの論旨をおしすすめ、着装パターンはもともと衣服の全体としての、また部分部分の、目的、はたらき、すなわち機能のうえになりたっているものなのだから、一般的には個々の衣服の個々の機能も、これまた固有属性とみなせる可能性をもつ。

それではさらに、着装の環境はどうであろうか。着装環境は、いうまでもないことだが機能と密接したかたちで、衣習慣を形成する。中国西南山地の苗族の女性が、日常の労働のすがたで、ワイキキ海岸でのボードセイリングをすることは、彼女の着ている衣服の、文化的標準態様に外れている。それは第一には、彼女の着ている厚地の窮屈な木綿の衣服が、機能として波乗りには適しない、ということである。しかしあの黒地の重い、色と素材の造形理念にたいして、それをはぐくんだ亜熱帯山地という環境が、なんらかの規制的關係をもたなかったといえるだろうか。

われわれがこのカタログのために撮影したモデル着装は、ある人びとの目にはわかりやすく楽しいかもしれないが、またある人びとの目には滑稽で、キッチュであるはずである。そのキッチュでしかないという認識は、単に中国西南山地の自然と苗族の衣服という、固定的な観念結合の所産にすぎないのだろうか。それはともあれ、総括的イメージとしての着装写真は、可能な限り現地での生活記録からのものであることが、のぞましいのである。

着るという行為は、単純な物性的問題ではなく、ひとの精神の諸相、さまざまな価値観にもふかくかかわる。ということは、その行為の軌跡にほかならない衣服を、固有属性のみで切りとって整理しようとしても、その枠内では割り切れない矛盾にゆきあたるのは当然である。異文化理解の手段としての衣服標本の収集、研究という目的からいうなら、着用者、着用目的を欠いた衣服標本カタログは、衣服の形骸の羅列でしかないとさえいえよう。また実際、衣服標本の利用者には、婚礼衣裳や労働着といった、文化的概念での検索を希望するひとが多いのである。私が今回、衣服標本を、固有属性のみの分析項目によってカタログングせざるをえなかったのは、ひとつには標本情報の典拠となる、本館の情報カードへの記入の不十分さ、またより根本的には、非固有属性に関する文化的概念のあいまいさという壁を、現状ではのり越える手段がなかった、というに過ぎない。

次章でのべるように、本館の標本名は、原則として収集教官の責任によるが、なんの統制も加えていないその標本名の中には、しばしば固有属性以外の根拠にもとづく標本名のふくまれていることがある。その例は旧稿で紹介した。今回は、主たるリスト中にも当然これを示している。

1-4. 衣 服 名

カタログによって標本衣服を検索する場合も、手がかりとしては衣服名を用いることが多い。ただしいくつかの地域や民族にわたる標本カタログの場合には、それぞれの現地衣服名が普遍性をもたないため、そのままでは検索の手がかりになりにくい。したがって現地衣服名のほかに、通文化的な、普遍性のある衣服名をたてること、この種のカatalogでは必要になる。

衣服名称というものは、衣服のもつ諸属性のなかでも、形態の特色に関してつけられることが多いものである。

その理由は、形態が色とともに視認性が高いためであろう。商品として、あるいは博物館標本として、衣服を作業対象にして扱うような場合には、かたちと色の特色に

もとづく名称でないと、同定手段としての機能がみたされにくい。であるから、衣服名称とはすなわち形態区分名であるといっても、大きな間違いではないし、むしろそうであるべきである。

さて通文化的衣服名称としては、そのカタログ作成国の日常的衣服名称が、そのまま転用されることが多いものである。しかし衣服カタログが単一の文化圏だけを対象とする場合であっても、標本名として日常的衣服名称を利用すると、日常語のもつ概念内容のあいまいさが原因の混乱が生じやすい。ましていくつかの異文化間にわたる衣服タイプに、ある特定の文化の日常的名称をあてはめようとするのは、基本的な無理があるといわなければならない。

本館の公用情報カードにおける衣服名称には、3つの系統がある。

その第一は現地名称であり、その衣服が現地のひとびとによばれている呼名が、現地の文字もしくはローマ綴り、またはカタカナに翻字されて、記載される。当カタログでは漢字をのぞいて、発音をカタカナにおきかえて記載した。現地名称は貴重な情報であるが、その信憑性となるとつねに100%というわけにはいかない。それはなにも報告者の責任というばかりではなく、衣服名称を概念枠のどのレベルで記載するかという、館としての合意があきらかでないためである。

われわれがしばしば経験するのは、その衣服の現地名称として、単に衣服を意味するだけのことばを報告されるケースである。その身近な例がキモノであろう。実際問題としてある文化の中では、衣服をあらわすことばだけしかなく、その下位概念をもたないことも多いはずである。強いてある衣服とある衣服の区別を要求すると、素材や色のちがいであるとか、新品とボロだとか、また着用目的や着るひとに関する修飾的、限定的概念がはいりこんでくるだけ、ということもある。

このような理由から、もしある標本の現地衣服名を公的に示すなら、その名称と、それに関連する周辺概念との概念構造とを、簡単にでも示す必要がある。その意味から厳密に言えば、一般に標本カタログに記載されている現地標本名は、そのままでは使いようのないものが多い。本カタログでも情報カード記載のものを、原則としては手を加えず転記しているので、利用者はその点の注意がのぞましい。

理想をいえば、通文化的衣服名とおなじ考え方になつて、それぞれの文化のなかでの、衣服名称についての論理的な概念構造がつくられるべきである。後述する服装ソース共同研究会では、衣服の形態区分としてさしあたり

通文化区分

日本・歴史区分

日本・民俗区分
 西洋・歴史区分
 現代区分

の5区分法が提案され、妥当なものとして承認された。このうち日本・歴史区分以下の4区分は、シソーラス化された現地標本名として、あるいは現地標本名を注釈する上部概念として、通文化区分に併記されることになるのである。

第二は収集者の命名した標本名である。本館では標本名は原則として、現地収集者、もしくは推薦者である教官の責任である。そしてその実状がどうであったかについては、すでに発表したことであるから、繰り返さないが、要点は以下のとおりである。すなわち、これらの標本名は、現地衣服名とおなじように、統制を加えない自然語を用い、枠づけの観点がまちまちなために、あるひとつの観点だけからの理解はえられるにしても、全体の標本を並列的にならべて、比較同定する基準を全く欠いているのである。

こうした不便さから免れるために、標本資料係が、もともと作業用に整備したのが、第三の統制標本名である。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| 1 ぼうし | 12 腰 布 一枚布 |
| 2 頭 布 | 13 ふんどし |
| 3 肩かけ | 14 パンツ |
| 4 シャツ 男もの | 15 腰 帯 |
| 5 ブラウス 女もの | 16 ベルト |
| 6 上 衣 | 17 靴 下 |
| 7 上 着 厚地のもの | 18 靴 |
| 8 外 套 | 19 長 靴 |
| 9 ベスト | 20 サンダル |
| 10 スポン | |
| 11 スカート 西洋的でウエストで
しぼっているもの | |

当カタログの対象となるのは一応、4, から14, までの範囲になる。

こうした統制区分の利点は、そのひとつひとつの衣服名の適不適はべつとして、概念規定さえ適切であれば、作業上の同定機能は果される、ということである。

衣服名については、まえに指摘したように通文化的衣服名称は、カタログ作成者に親しまれた、わかりやすい日常名が転用されることがふつうであるから、この場合も

その例外ではない。したがってそういう方法にともなう前述のような欠点も、同様にもつことになる。

さてこうした現状をきりひろくために、私は衣服の通文化的形態区分の第一案を、旧稿のなかで提示した。その後1988年、'89年にわたる本館共同研究「服装の比較文化的基礎研究—服装関連ソーラスの評価」において、服装ソーラス全般と関連してこの問題が討議された。共同研究での討議全体については、べつに発表が予定されているが、通文化的形態区分に関しては、'90年3月、高橋晴子によって口頭発表された「MCD ソーラスの現状と、そのなかでの標本資料の位置づけ」のなかで、ほぼ現段階でのまとめがなされている。本カタログで採用したのは、そこで提案された形態区分である。

- AU0 [かたち、着かさねかた、覆う部位などによる種別]
 - 00 下着；肌着；ファンデーション；インナー；ランジェリー
 - 001 恥部周辺のみに付加するもの
 - 002 乳房のみに付加するもの
- AU01 通文化区分（民族区分）
 - 011 脚衣
 - 012 包衣（からだを覆いつつみ、腕の出し入れには無関係）
 - .0 肩衣
 - .1 腰衣
 - 013 円筒衣（からだを筒形に覆い、腕の出し入れする部分がある）
 - .0 袖付き円筒衣
 - .1 袖なし円筒衣
 - 014 展開衣（前かうしろで、上から下まで開いている円筒衣）
 - .0 袖付き展開衣
 - .1 袖なし展開衣
 - 015 貫頭衣（両脇が肩から開いている）
 - 016 変形衣

ソーラスとしてのあたらしい通文化的形態衣服名は、この AU-01 項であるが、標本用コードとしては、後述するように C 項の 1 から 6 までとなる。また AU-00 項は接膚布（衣）であるが、当カタログでは、C-00であらわした。このことに関して

はこのあとでのべる。

衣服名称においても議論の対象となるのは、名称そのものの適不適と、その名称のカバーする概念と周辺概念との関係である。

まず名称そのものについていえば、今回の案では前回の、日常語と創作語とのまぜあわせ、という不徹底さを拂拭し、創作語を用いることによって、日常語のもつあいまいさにひきこまれる危険を避けることができた。

一方、創作語のもつ不慣れないし奇異感という問題も、専門用語としての概念の純粋さを保つ意味では、悪いとばかりは言いきれない。むしろ同音語を避ける目的から、包衣をツツミイ、肩衣をカタイ、腰衣をコシイとよむことによって、専門用語としての自立性を強調する方向をめざすべきであると、私は考える。

形態衣服名称のそれぞれの意味するところについては形態マークの各項目に譲るが、ここでは形態衣服名称マークの、基本となる考えかたについてのべておこう。

当カタログがすべての衣服に形態衣服名をあたえる理由、いいかえれば形態によるグループ化の理由は、それぞれの形態カテゴリーに一定の文化論的意味をみいだしているためであり、かつその文化論的意味によって、利用者にたいしても検索上の、有効なサービスが提供できると、予想するためである。この点についても、すでに旧稿で詳細に論じた。

さて本稿で区分する C-1～6とは、その各グループの衣服が共有する、抽象的な、形態のイメージである。

定義に具体性が乏しく、厳密さを欠いているために、甲にも乙にも含まれうるものは、躊躇なく甲、乙ともにマークしておけばよい。

中間・移行型というべき形態の例、たとえば、[H67432 衣服 イギリス]は、貫頭衣と円筒衣の折衷の様式を示す。[H145842 股引 台湾]は脚衣と腰衣の中間の様式を示す。後者の場合、巻かない状態では裾の割れたエプロン状の布にすぎず、包衣（腰衣 C-21）とマークすべきだが、裾の小紐を足くびにまわすことによって脚半状を呈し、脚衣の発生を考察するよい材料となるのであるから、C-21と、C-1の両方にマークするのである。

原則的な考えかたとしては、ある衣服にわずかでも甲の要素が含まれているならば、それは甲に関連する文化研究のデータとなる可能性をもつはずであり、甲の特長と乙の特長とのどちらが多いか、などという比較は意味がない。

形態マークとは、分類的概念ではなく、形態に関する、ある特色がその衣服にふくまれていることを示すキーワードである。C項の1から6までの特色の中にはたがい

に排他的な特色（C-3とC-4）もあるが、その場合でもある一部分はC-3，べつの部分はC-4ということもありうるのである。

1-4-2. 肌着，および性に関する接膚具

本カタログでは標本衣服の分析事項は固有属性にかぎられ，したがって衣服名称についても，形態マークのみにもとづいた名称であらわされていることは，すでに述べた。それにたいしてここでいう肌着と性に関する接膚具とは，身装の機能，ないし目的的概念によるカテゴリーである。

肌着，下着，內衣，インナー，ファンデーション，ランジェリー，ランファンなどというように名称のバラエティはあるが，原則としては衣服を2枚以上かさねる場合に，肌に接して，つまりもっとも内側に着る衣服がある。ここでは仮にこの種の衣服を肌着とよぶこととするが，もし重ね着をせず衣服を1枚だけしか着ない場合には，肌に接して着ていたとしても，その衣服をはかならずしも肌着とよばないのが通念であろう。

外衣の肌着化と肌着（ランジェリー）の外衣化というスタイルが，ひとつのファッショントレンドとされた時期があった。しかしこのどちらの場合の肌着もまた，肌着とはいえないか，もしくは肌着というカテゴリーがほんらいもつニュアンスを欠くといえる。

肌着の概念のこのような摺みどころのない理由は，このカテゴリーが単なる着装方法についてではなしに，肉体の隠蔽と関連した，着用目的ないし機能についての概念でもあるはずなのに，その点が見過ごされるためではないだろうか。2枚以上の衣服を着重ねる場合に，肌着は他の衣服に覆われふつうでは見えにくい状態におかれ，その一方で肌に直接接してこれを最終的につつまかくすということのために，肉体とある種の心理的同一化をうむ点に重要な特色があるのである。

性に関する接膚具は肌着の類縁概念であるが，その下部概念ではないし，まして重なるものではない。肌着はもともと着重ねかたがその基本にあるわけだが，性に関する接膚具は着かたとは関係のない機能あるいは目的の概念なのである。本稿のはじめに指摘したように，たとえからだの小部分ではあっても，ある環境条件のなかでは，恥部を覆う布等はそれだけで，からだにつけてこれを覆いつつむという衣服の機能をみとることができる。性に関する接膚具とはそのような人工物をさす。

固有属性を検索項目とする本カタログの基本方針からいうなら，以上ふたつの，着用目的に関する概念を顧みる必要はない。しかしながら肌着も性に関する接膚具も，

身装の文化的論議においてはとくに重要なテーマであること、また既述の“個々の衣服の個々の機能も、これまた固有属性とみなせる可能性”(21頁)のひとつの例として、信憑度のたかい付帯情報をもつ標本にかぎって、検索のための特別コードを設けた。

1-5. 分析項目の検討——1984年属性表の追補

本カタログは、基本的には「衣服標本属性論」(1984)の構想によっている。したがって以下の各分析項目の議論は、旧稿の内容を改めるか、あるいは補う必要のある箇所のみについてである。

A項 色マーク

色を文字コードで表現することは、不可能ではないが、色数が多かったり、アクセサリ、付属的部分の色までをマークするとなると、べつの方法が必要である。当印刷カタログでは無理だったが、機械検索のためには、1標本につき、5～10数枚のカラー写真が、用意されている。色、文様、ニードルワークの細部等については、こうした画像情報にまかせようというのが、私の基本的な考えである。

原則として現状主義でマークする。おそらく褪色の結果、現状では白または白にちかくはあるが、裏、縫代、など、染色当時の色が推断できる場合は、たとえば緋色の褪色の場合、A-1,4? とする。

金、銀ともに変色した現状の色でとるが、ほんらいの色——金はA-5、銀はA-2に、それぞれ?をつける。

ある色面(白をふくめる)に、染、織、糸加工(needlework)などの方法で、模様を表現したものを柄布といい、そうでないものを無地とする。

また、ふたつ以上の無地布を縫合させたものも無地にいれる。

B項 丈マーク

えり下の不明瞭な衣服

旧稿ではフードつきクロークの例をあげたが[H7687 羊飼いのマント フランス]、ほかに、えりぐりが前後とも深い衣服も、このケースにはいる。旧稿では“えりつけのあたり”としているのを、もうすこし正確に、ショルダーポイントを結んだ後中心を、えりしたに代える、とする。

C項 形態マーク

形態マークは旧稿と比較して、大幅に変更されたようにみえるが、変わったのは旧稿の2.スカート・腰巻形式の区分肢のみで、そのほかは名称の変更にすぎない。

C-2 包衣

肩衣と腰衣を包括するあたらしい概念である。

衣服化加工のあまりほどこされていない布をからだにまとう場合、その着装法はかなり自由であり、標本としても着かたを特定できないことが多い。単純な円形、3/4円形、半円形のケープと、おなじかたちのスカートとの区別は、かたちだけからではむずかしいものである。包衣という上部概念を設ける理由はそこにある。

C-20 肩衣

肩衣と腰衣のかたちのうえでの区別は、相対的根拠としては、くびもしくは腰をめぐる円周の大きさで、肩衣にくらべて腰衣の方が、大きいのがふつうであろう。絶対的には、もしアームホールと推測される左右対称のスリットがあったり、フードなど、頭部肩部とむすびつく構造部分をもっていたりするなら、それは肩衣と断定する、かなり有力な根拠になる。

包衣は衣服化の点からいえば、単純な非加工の布との境界があいまいである。ここで衣服化加工とは、織りあがった状態の布とは違う、広い意味で体形に添うであろうようなかたちに、裁断してあること—たとえば円形、半円型に一、もしくは付け紐、留め具など、着用のための具体的な配慮がはらわれていること、になる。

このような低い段階の衣服化加工の場合であると、衣服化加工されているものが実際にはカーテンであったり、逆になんの加工もない布が、衣服として用いられている可能性はじゅうぶんにある。

このような衣服化のための加工の、加工度がすすむほど、一般には衣服の着かたには自由さが失われる。それはべつのみかたをすれば、着装された衣服の、かたちとしての安定度がました、ということである。

なお、衣服化加工にあたる内容を、旧稿では成形衣とよんだ。しかし成形という表現が立体的構成—moulding—とおなじ意味にとられ、もうすこしすすんだ加工度のもの、例えばテーラリング技術による構造であるかのような印象をあたえるおそれがあるため、本稿では衣服化といういいかたに改めたのである。

特殊事例 1

[H100410, H100411 未婚女性用ガウン クウェート]は、方形の布を二つ折にしてその一辺を縫合せ、一部分縫いのこしている。(図1)

このうち100410は、ふるしきのように平らにたたんであったが、100411の方は、あたかも着装されたような状態にたたまれ、つよいたたみじわがついていた。仮りに後者の状態が実際に着装された状態であるとする、縫い残された小部分から、フードのように顔をだし、縫合の部分が正中にきて、つまり頭からすっぽりかぶる一種のケープを形成する。

縫い残された部分は約 15 cm ほどなので、ここから頭をだすことはできない。したがって字義にこだわればこれは肩衣ではないが、カテゴリーとしてはここにふくめる。

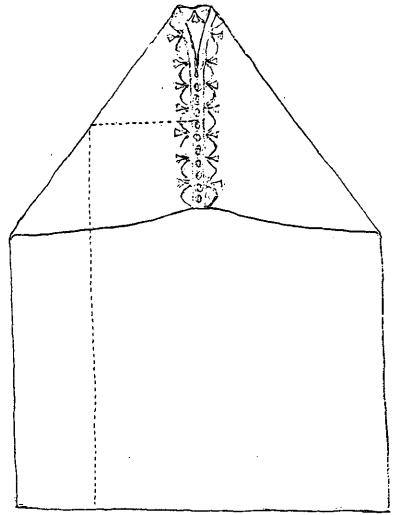


図1 民博H100411 未婚女性用ガウン クウェート

特殊事例 2

[H4154-3 霊鳥ジュダユ インドネシア]

この例は半円形のケープの弦の辺に添って袖がつくられている。(図2) この袖は半円形の一部を裁ちだして、折返したのである。

ケープ系の衣服の袖のつく例は稀にはあるが、この例はその中でもめずらしく、見かたによっては袖衣 [H63892-1 相撲用衣装 モンゴル人民共和国] の変形ともとれる。

袖つき、袖なしのマークは円筒衣と展開衣のみなので、F-47 をいれることで袖のあることを示す。

C-21 腰衣

西欧のスカートに代表される衣服形態であり、その基準は旧稿のとおりである。

円筒形に縫合された腰衣と円筒衣とが、べつのカテゴリーにマークされているのが、たしかに不便ではある。しかし円筒形スカートと、ラップスカート系スカートとの境界をはっきりさせることのむずかしさと較べれば、ましである。そのこととあわせて、スカートとドレスが同一のカテゴリーであるのも、不便と感じる検索者がすくなくないに違いない。

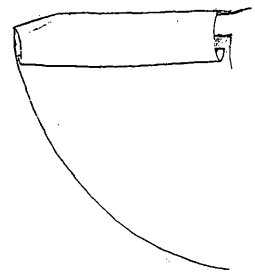


図2 民博H4154 霊鳥ジュダユ インドネシア

トップの高いスカートと円筒衣との区別は、前者には腕の出しいれがない、という点にかかっている。そのこと

の文化論的意義は、第一に袖ぐりや袖つけの処理技術の生成に関してということになる。袖つけ部分が確定することから、衣服の上下、また、前後の向きという観念が派生する。

極端にデコルテされたドレスは、ここでの区分では腰衣となることもある。[H7679 服 フランス]は通念としてはドレスと見られるだろうが、トップは腋の下の直下を通過して、腕の動きとも太さとも無交渉である以上、ここでは腰衣にマークする。

サスペンダー

腰衣と円筒衣の移行型のうちで、ときとしてC-21, C-3の両方にマークする必要のあるのは、サスペンダー付きの腰衣である。

サスペンダーが幅広くなり、乳房を覆うほどの分量になればそれはコルサージュとなる。サスペンダーかコルサージュかは、この場合もまた、そこに袖のつく可能性があるかどうかを、判断基準とすべきであろう。

C-3 円筒衣

円筒衣は、からだの前後左右を切れめなく包み、ネックオープニングと、袖またはアームホールをもつ衣服、と定義する。

C-4 展開衣

展開衣と円筒衣との違いは、前者にトップから裾までひらいた部分がある点である。この開放部は前後のどちらでもよいが、ほんの一部でも接合していれば、たとえば裾10 cm だけ縫いあわせてある衣服も、円筒衣にマークされる。

なお接合とは、留め具で開閉可能のものはふくめず、縫合、または接着したのみである。

C-5 貫頭衣

貫頭衣については、旧稿のポンチョ項で詳しく定義され、それはほぼ妥当とおもわれるので、当カタログでもこの定義にしたがう。

旧稿でものべたとおり、形態マーク中でもかたちが単純で、そのイメージの範囲が比較的限定されている貫頭衣は、標準タイプを示すことが容易で、またそれだけにすこしバリエーションがあると、貫頭衣らしくないものになりがちである。

貫頭衣が貫頭衣である基本的条件は、脇が開放されている、という一点であるべきだろう。この形式の特色は、衣服としての着装安定性(21頁)は包衣よりはるかにまさるが、被覆性には決定的に欠ける点である。からだを覆いつつむという、衣服の目的からみるなら、一種の不完全衣であり、見方によれば不自然でさえあるわけである。一般に相当大きな布量を用いているにもかかわらず、不完全で、不自然な構造をもつ

ところに、貫頭衣の文化論的意義がある、といっぴよい。

ここで文化論的意義とはどういふことかといえぱ、この特色ある衣服を、われわれはその生活的背景や、形態発展、伝播の経路などへの興味なしには、かんがえられないといふことである。

私は標準タイプといふことばをもちいたが、そのことについて触れておきたい。本稿でいふ標準といふ概念については、前章にその簡単な規定を示した(17頁)。この場合についていえぱ、そのスタイルが実際に出現数の点で支配的であること、つまり多数性を意味する。またそれに加えて第二に、たとえば標準的な日本人といふ場合とおなじように、貫頭衣を特色づける条件がみたされ、その特色が他の形態マークの特色よりも優位にあることである。

第二の点についてすこし補うと、旧稿中で、「布を前後に吊らし、両脇を縫わず、袖をもたない」としたが、それについては多くの円型ケープもまたそうなのではないか、といふ疑問のでることがある。しかしケープの場合であると、両脇のあいている、といふ条件が不完全で、からだをつつむといふ包衣の特色の方が、優位だといわざるをえないだろう。

特殊事例 1

[H67432 衣服 イギリス] は、衽部分ではないが前で打合わせるキモノ風の短衣で、ただし両脇は全く開放されている。こうした場合は展開衣、貫頭衣の両方でマークするのが原則である。

ところがこの標本例では、後身頃の裾に 20cm ほどのつけ紐がある。おそらくその紐をまえにまわし、前身頃の上から縛って正面で結んで着装したものであろう。ほかに前後身頃の裾ともに小紐をもつ例もある。

一般にポンチョであるのかどうかの判断において、脇につけ紐があったり、帯を上からしめたりすることについては、意見がわかれるのである。しかし標本カタログが、研究者の便宜のためにつくられるといふ目的がはっきりしていれば、迷う必要は全くない。どっちつかずのものは、ある形態の範囲を考察しようとする研究者にとっては、絶対に欠かすことができないからである。あるマークの要素がすこしでもあれば、それはマークの対象になるといふ、まえにのべたキーワードの原則がここでも生かされる。

特殊事例 2

[H91057 上衣 メキシコ, H160720 上衣 メキシコ]

事例1では、わきの紐むすびの例をあげたが、円筒衣との移行形のなかには、脇を

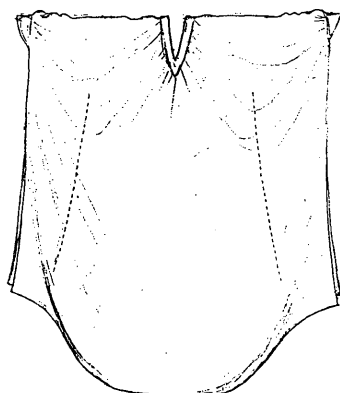


図3 民博H150182 ワンピース
セネガル

ほんのわずかだけ縫い塞ぐ例も、いくつか認められた。

その一系統は、袖をもちながら脇縫いのない、いわば脇縫いを怠った円筒衣である。袖までついでいて貫頭衣か、という批判もあるとはおもうが、貫頭衣の条件の一部がみとめられるなら、標準タイプとは遠くても、その要素もふくまれているという意味で、C-5もマークしておくという基本方針は、前述のとおりである。

脇裾でだけ左右とも 10 cm ていど縫いあわせてあるもの [H153851 上衣 メキシコ]。脇

でなく、左右の裾端で各 15 cm ていど縫いあわされたもの [H161844 貫頭衣 ナイジェリア]。以上2例も同様である。

特殊事例 3

ポンチョに中縫いのある場合。[H150182 ワンピース セネガル] (図3)

セネガルの例は縦の中縫いによって、フィット性をあたえ、形態安定性がつよくなっている。中縫いから脇縫いまで 30 cm 以上もあるため一見貫頭衣風ではあるが、脇は全くふさがっているので、貫頭衣の条件を欠く。いわば偽ポンチョであり、縫代が表にでてその極端に大きいもの、といううげとりかたもできる。

特殊事例 4

[H100402 衣服 クウェート] は、身頃の上半分が縦布地の貫頭衣風構造であるのにたいして、ウエスト部分で縫合わされている下半分は、横布地をもちい両脇が輪になっている。

この例の場合であると、上半分が総丈にたいして $\frac{1}{2}$ ていどの比率であるので、広幅ともとれて、C-3だけのマークでよいことは問題ないが、輪の部分が狭くなって脇裾に近づけば、事例2にはいることになる。

D項 布地特性マーク

布地特性は、予備属性表では装飾マークといていた。装飾ということばが、汗じみ、よごれまでも含むこの項にふさわしくないため、改めたのだが、布の素材はE項でべつにマークするので、この表現が適切だとも思えない。繊維としての原素材の種類は除き、紡織過程をふくめ、布としてのすべての要件が、ここでマークされる。

今回は布幅の項目がふえて26項目となった。

以下各項目について、必要とおもわれる場合には旧稿の内容を要約し、あわせて追加的検討をくわえる。

D-10 布幅

両耳の確認された場合のみ、布幅を数カ所で測定し、その平均値をKG項にcmで記載した。

D-11 絵緯(経)をもちいた織物

D-12 緋

色糸組織も絞り染も、マークの対象から外したが、その組合わせである緋をマークするのは、民族技術としてとくに関心をもたれることが多いためである。

D-13 うね織

D-21 翹織

D-22 つづれ関連組織

D-23 パイル組織

D-24 その他の変化組織

変化組織とは、ここでは三原組織とその応用(緞子、浮織など)以外のものをさすが、D-11, 21, 22, 23 は当然省いた。

D-30 ニット; ネット——1本のひも、糸によるあみもの

D-34 プレイティング; スプラング; ボビンレース——2本以上のひも、糸による組もの

D-35 不織布

D-36 刺繡; キルティング——刺子, シャーリング, darning をふくむ

布地があって、これに他の糸をもちいて、非構造的なステッチをほどこす加工技術が、刺繡である。

ダーニング, カットワークは、“他の糸をもちいて”いないが、布地があって、それへの工作という意味で、ここにふくめる。

D-37 つめもの; 綿入れ

布が3枚重ねになっているときは、表地と裏地で挟まれているものが1枚の布にすぎなくても、詰めものとみる。

D-38 やわらかい材料のアプリケ——reversed appliqué をふくむ

構造部分に付加される、構造外的要素をアプリケとする。結んで着るためのつけ紐、付け帯は副構造物であるから、ここにはマークしない。今回のカタログの対象ではな

いが、和服の本衿も掛衿もともに副構造物の衿である。掛衿は補強的役割は弱いが、任意性にとぼしいという点で、アプリーケとは考えにくい。

通俗的な表現を用いるなら、アプリーケは実用ではなく、装飾目的のもの、ということになるようでもあるが、つぎ当て（パッチワーク）も一種のアプリーケであるから、装飾ということばは、ここでも不適當である。結局こうした事例が矛盾しあわないような結論は、実用 \longleftrightarrow 装飾という概枠念ではなく、構造 \longleftrightarrow 構造外という分けかたをつらぬく方がわかりやすい、ということである。そうした場合、補修というものは、破損した構造体の保持という点でどんなに役立っているとしても、それが製作された当初の構造からみれば、構造外なのである、という考えかたをここではとる。

D-39 かい材料のアプリーケ——変りボタンなど

基本的な考えかたとしては、アプリーケは構造外的性格のものとするが、ほんらい構造的目的であっても、そのありかたに構造外的要素が過剰である、という場合がある。ボタン自体は構造的要素だが、その目的にとっては不必要な誘目的加工、つまり過剰に処理のほどこされたものは、構造外的であるとする。

この問題は、ステッチのどこまでが構造的な必要で、どこからが飾りかという、チェッカーをつねに悩ます問題とおなじである。ここに至ってわれわれは、標本カタログ作成の目的という原点に、もう一度たちかえるべきだろう。一般的に言えば、構造的部分は機能的合理性の根拠のうえに成形されているので、特定のある目的のための構造のしくみ自体に、バラエティは乏しい。とすると研究者の関心は、構造の仕組みにか、もしくは構造外的要素のもつ任意性——すなわちバラエティにかの、どちらかになるはずである。したがってわれわれのチェックの眼目も、あの標準性という秤によって、このふたつの意味での、個々の資料的価値の判断をすることにつきよう。

作業的には、シャツボタン以外を変りボタンとみなす。中国服等にもちいられるトンボ頭もマークする。

D-40 ふちかざり——フリンジ、レース飾りなど

布端の構造外的加工をマークする。一般的なふきは本来、表地を保護するという副構造的目的をもつので、ここには含めない。

D-41 特殊加工糸；太きの均一でない糸——つむぎをふくむ

ここでいう特殊加工とは製糸段階でのもので、先染の糸などはふくめない。しかしラメ糸、平金糸はマークする。強燃糸もここでマークする。

つむぎとは、ところどころに不規則な繊維のヨリのある糸をさす。

D-42 コーティング——箔、糊つけをふくむ

布の表面になにかを塗布したり、貼りつけたりする加工である。

D-43 よごれ；変褪色；汗じみなど

とくに目立つ部分的な、あるいは全体にわたるいちじるしい汚れ、変褪色のみをマークする。

D-44 いたみ

裂け、糸のほつれ、孔あき、焼けこげ、およびそれを補修したかがり縫い等々であるが、それらを総括して、仮にいたみという表現をもちいたのである。

ところで汚れと同様、いたみも意図的なデザインと区別できない場合がある。例にあげた裂け、糸のほつれ、孔あき以下、すべてが装飾的意図からもおこなわれうる。とするとこの、痛みという価値評価的表現は筋違いだし、総括されている個々の現象に、ほかに共通するところがないならば、むしろ具体的現象を列挙すべきである、という意見もあった。しかしそれでもあえて、痛み、という概念をのこしたのは、上記のような現象が、創作的意図からあらわれるよりも、生活痕としてのこされる比率の方が、はるかに大きいはずだ、という現実的理由のためである。

この場合も私は、固有属性の即物性にとらわれすぎるよりも、標本のもつ文化論的な資料としての可能性の方を、選んだことになる。

D-51 しわ

しわとは布面に生じた比較的細かい不規則な凹凸現象さす。しわを意図的につくる場合もあるが、織糸の性質によってうまれる非常に細かいしわ（ちぢみのしぼなど）を除けば、そういう例は多くない。しわが生ずるのは大体以下のような原因による。

- ①縫糸によるつれ、パッカリング
- ②水分、熱、薬品による布（糸）の部分的な収縮、弛緩
- ③布に与えられた物理的影響—いわゆる“無理”—のための布面の変形
 - 1) 着用や収納の結果—いわゆる生活痕
 - 2) 紐通し、ギャザーの結果

これらはすべてその衣服の製作、使用、保存をめぐる文化の痕跡としてマークされねばならない。ただし③-2)については、その原因と結果が短絡的にあきらかであるから、マークの必要はない。

しわの問題ではとりわけ、しわを嫌う傾向（プレスされた衣服への愛着）の有無が重要である。西欧型衣服のテラリングテクニックでは、しわはフィットネスのための技術の拙劣さの証拠である。19世紀後半の、わが国の西欧服受容の当時には、そうした美的理念の受容には思い及ばず、無惨にしわだらけのフロックコートが、得意げ

な表情の大官によって着装されている写真が、すくなく残されている。それを考えれば、1980年代のワッシャー加工は、目立った文化的変容の現象のひとつといえるだろう。

また民族的には、しわに感覚的価値をおいたと想像される技巧もみいだせる。[H'
15145 婚礼服 韓国]

D-52 折目；平面的プリーツ

折目とは現代の男子スーツのパンツの正面にあるような、あるいは和服の肩を流れるような、布を二つ折にすることによって生ずる稜線であって、タックや袴の襷のように折れ重なった状態のものは、ふくまない。

しわ同様、折目にも文化論的意味をみとめることが、この項目を設けた理由である。折目はもともと、整理方法と関係をもっていることが多い。衣服の収納法、とくにたたみかたが形式化すれば、そこから必然的に生じる折目に、感覚的価値や、それ以上の意義が付与される場合もある。

折目で問題となるのは、上記のような文化論的根拠のあるものとは違ふ、標本としての現地からの移送、梱包の結果生じた、偶然的な折目との区別である。

着装時での折目を強調する文化では、熱アイロンのような、強いプレス加工の技術をもって処理することがふつうであろうが、収納時のいわば衣服の自重だけによる折目は、一般にはそれほど鋭角的な稜線をつくらない。この項では、偶然的な原因によるもののほか、後者をもマークの対象としていない。

D-53 布ののび、ちぢみ

D-55 起毛

D-56 文様名

技法にかかわらずなく、構造外的な、誘目的目的の形象デザインをマークする。KG項では統制的文様名を示す。それは以下の9種、およびそれに近いもの、その崩れたものを、たとえば人物風と表現したものとで、合計18種類である。

人 物

動 物

植 物

器 物（建物、および建物をまじえた景観をふくむ）

自 然（天象をふくむ）

抽 象

文 字

縞
格子

E項 素材マーク

F項 構成技術マーク

構成技術についてのマーク項目の決め方についても、旧稿でくわしくのべたつもりである。しかしそのなかで、あるいは現場のチェック作業のなかで、民族衣服にたいする私の個人的な想いが幾分か反映する可能性があったとすれば、個々の衣服成形技術と、西欧型ドレスメーカー、テーラリング技術との距離と関係を、測定しようとする意図であった。ただその点についていての弁解はある。文化変容をはかるさまざまなものさしのなかで、衣服構造に関しては西欧型技術との距離というものさしは、かなり普遍性の高いものではないだろうか、ということである。

F-11 切りかえに特色あり

標準という概念についてはすでにのべた(32頁)。切りかえの標準についての旧稿での説明はつぎのとおりである。

ほぼ、関節によって区切られる肉体の各部分に相当する衣服の各部分、前後、運動量のための基本パネル、肉体の自然の曲面に添うための基本的ダーツ、サイドパネルをもつ3枚はぎのボディス、2枚袖。(下略)

切りかえの特色の基本的考え方としては、その部分が1枚の継ぎ目なしの布で構成されていても、工的目的からは差支えないにもかかわらず、2枚以上の布の継ぎあわせになっている場合、というとらえかたができる。

なお、切りかえということば自体は、別布の縫いあわせ(組みあわせ)という意味であるが、原則的には構造的性格のもの、とすべきであろう。たとえば衣服に小裂れをアプリーケした場合、2種類の小裂れが縫い合わさっていたとしても、それは切りかえではない。点検のさい、アプリーケが大きいと、地の布の切りかえなのか、アプリーケの貼りあわせなのか、見誤ることがあった。

切りかえはいわゆるデザイン線でもあり、本項はそのような意味にうけとられるおそれもあるが、主たる目的は衣服成形の根幹である裁断・設計のアイディアを、ここでマークすることである。

固有属性の章でものべたように、細部的なデータの寄せ集めはかならずしもその衣服の全体的イメージを、明らかにしてくれない。全体的イメージを示すもっとも端的

な方法は、写真、イラスト等の画像情報であろうが、技術専門家にたいしては、展開図を提供することも、ひとつの方法である。展開図には目的に応じていくつかの種類があるが、どんな方法であるにしても、各パネルの正確なかたち、すなわち切りかえ線が具体的に示されていないものはない。

ここでは展開図としてふたつのタイプを例示する。図4,5は、衣服を構成する各パ

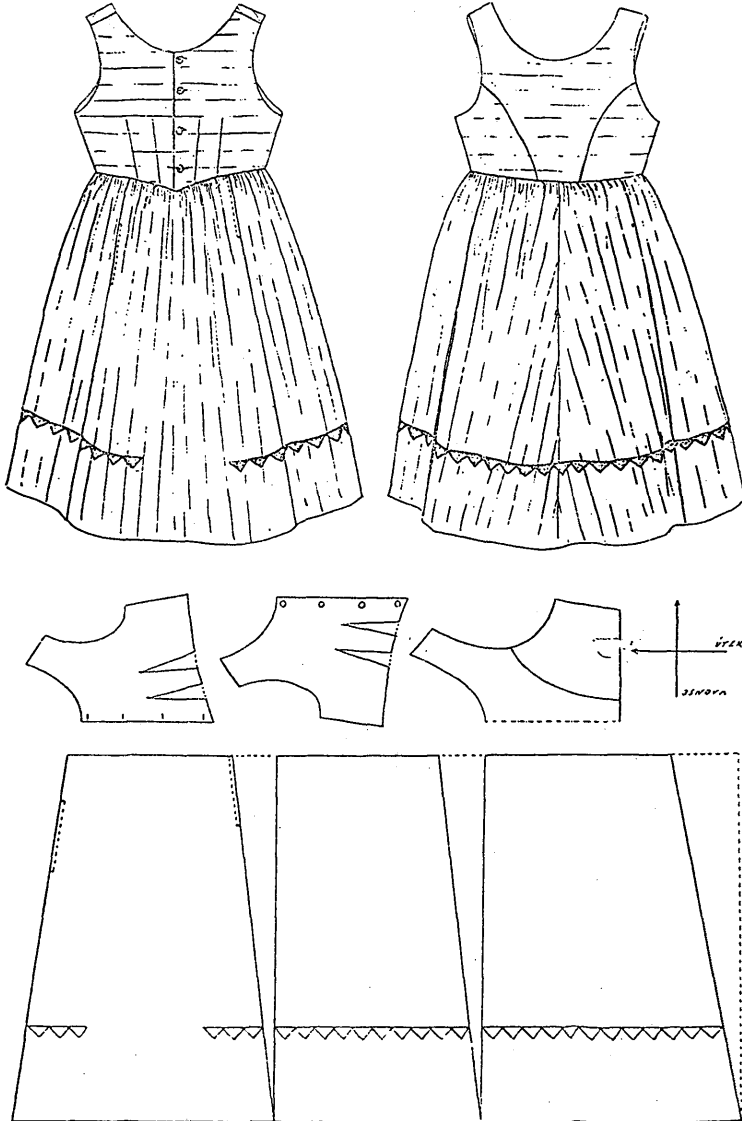


図4 Hana HYNKOVA による

ネルの分量と、その位置関係を示すことがおもな目的で、衣服形態や成形の技術、あるいはその造形理念といったことの文化論的論議においては、このようにいくぶんか単純化された概念図が有効である。つぎの図6は、裁縫技術者の用いる、製作、復元のための設計図である。前者との大きな違いは、当然のことながら、縫製工作のための指示が綿密な点であって、いわば実施設計にあたる。標本カタログ中にもし展開図を添付する場合には、原則としては図4,5のタイプで十分であって、後者はカタログの仕事というよりも、パタンナーやその方面の研究者の領域に属するであろう。

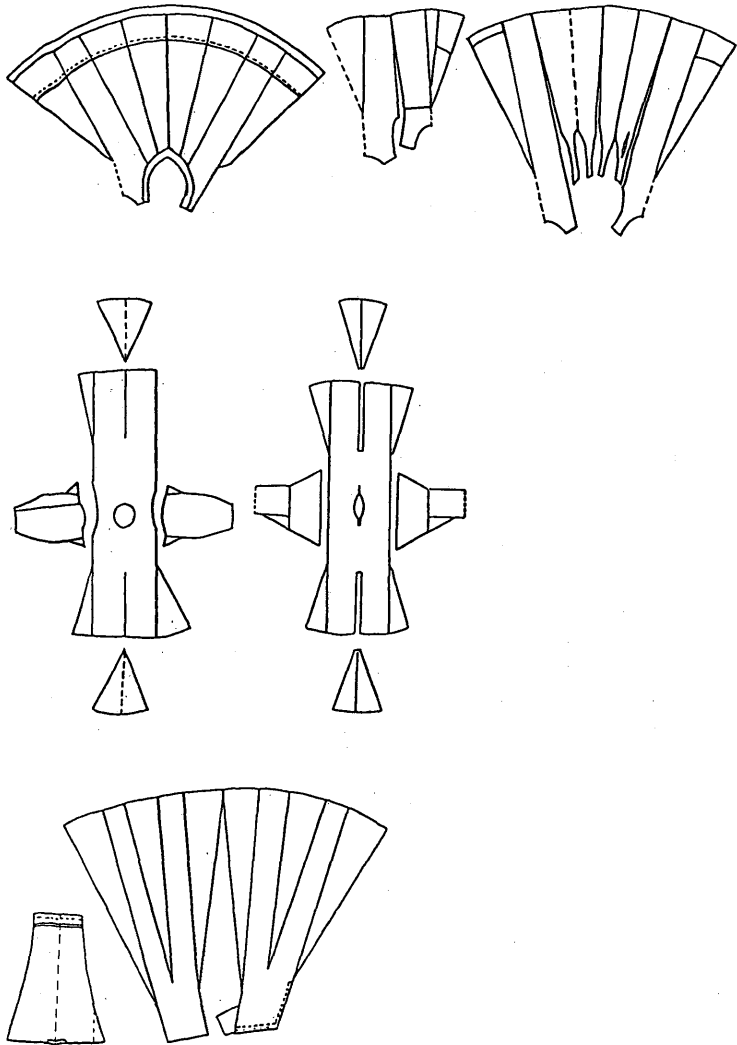


図5 Maria KUNDEGRABER による

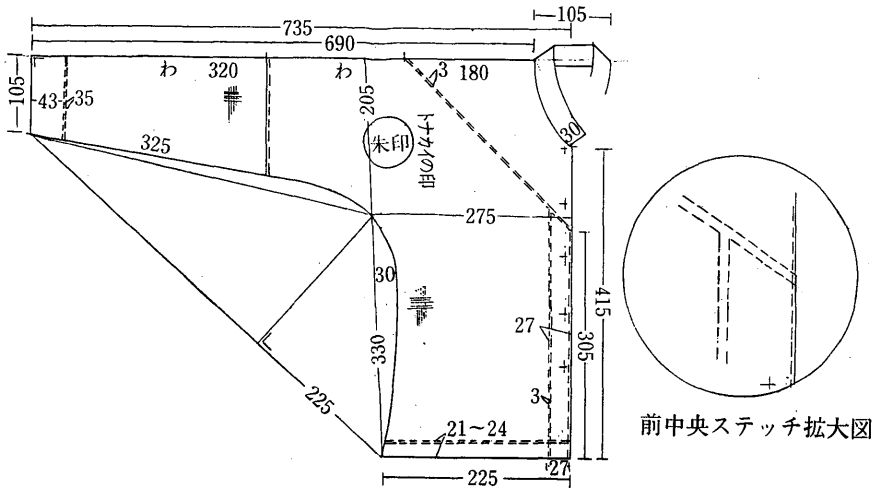


図 6-1

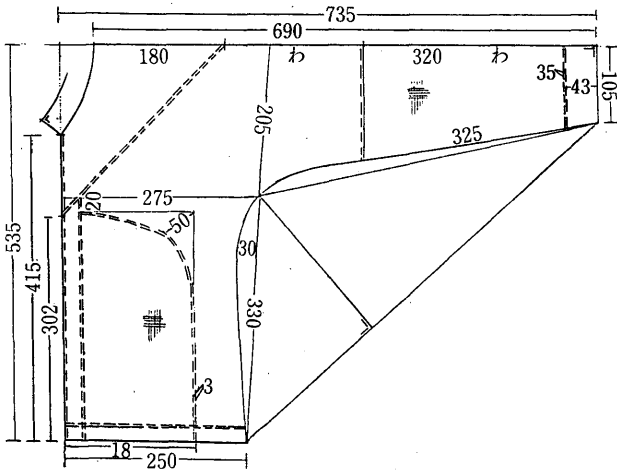


図 6-2

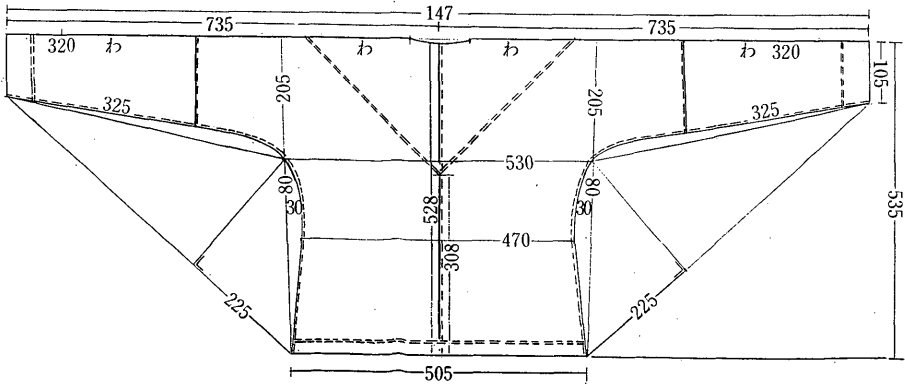


図 6-3

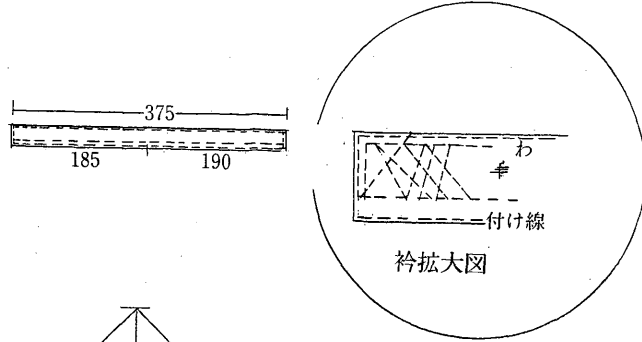


図6-4

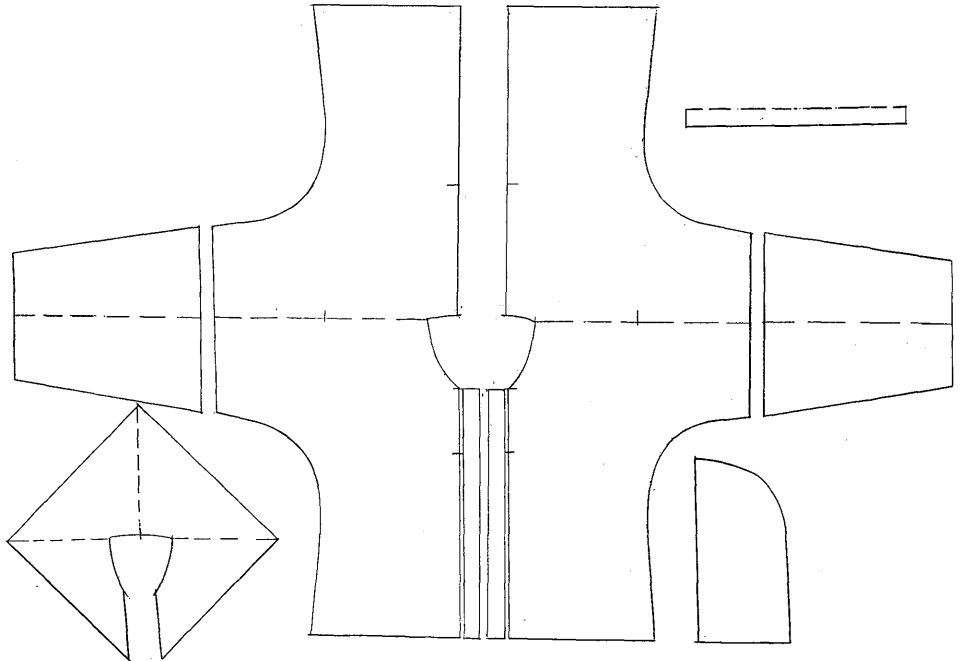
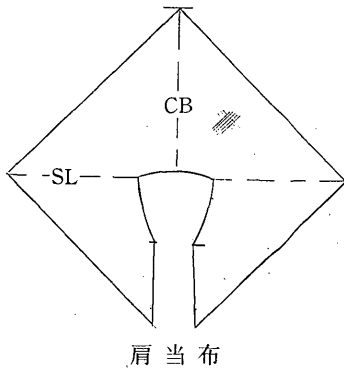


図6-5

図6 H0000341 農作業衣(女) タイ王国 作図 嶋 清子

F-12 ウェストラインが切りかえ線によって区分されている

F-13 肩山線に切りかえがある

前記縫合線のひとつで、前後の身頃を分割する切りかえである

前後の身頃をわけていれば、肩の稜線をいくぶんかはずれていてもよいが、カッターシャツ等に見られる肩ヨーク（はめこみ布）は肩山線ではなく、F-11のG-3となる。

F-20 襠を用いている

F-31 縫目に特色がある

この場合も標準——特色の対比は、標準についての規定（17頁）にしたがう。

返し針、突合せ、きせ、袖裏等の二重部分の布が縫いあわされていないもの、などがすべて特色ありとなる。さいごの例に関連していえば、民族服の場合、技術の拙劣さや手ぬき、粗雑さが特色となっている場合が多いのである。

F-32 ミシンで縫った箇所がある

F-40 重ね縫い——全体あるいは一部分で、2枚かそれ以上の布を縫い重ねている
各種の接着剤、鋏など、接着方法は問わない

布を何枚か重ねあわせることは、一般には構造を補完、補強するのが目的であり、その場合は副構造のひとつである。各種の芯地、裾や衿、袖口などの折返し、見返し、比翼等がこれにふくまれる。

ただし衿、綿いれは、それ自体が目的であるとかんがえるべきだろう。

なお、縁の始末のためだけのごくわずかな折返しやウェストなどの紐、ゴム通しは、除外している。

F-46 カラーがある

旧稿では、ネックオープニングのタイプ、カラーのタイプを、KG項に記載することになっていた。しかしこの両方とも、未だに満足できるタイプ区分ができなかったため、ネックオープニング項はけずり、カラーありとしてこの項のみ残した。

ここでいうカラーとは、衿の縁の始末程度ではなく、およその見当で1cm以上の幅をもつ余分の構造物である。

F-47 袖がついている（→KG セットイン風か否かの判断）

袖の定義をここでは、衣服の、腕をつつむ部分とする。

こうした当り前のような定義をしておく必要があるのは、先端のふさがった、つまり手先の出ない袖にしばしばであうためである。

袖衿が長大で、手先に余る袖というものは、歴史的にも民族的にもめずらしくないが、袖先が閉じているもの場合は、[H105908 頭覆い 中国]とあるように、衣服

の袖ではなく、単に袖状の飾りがついているにすぎない、とみられやすい。しかしながら袖についての技術上のもっとも大きな関心は、袖先ではなく袖つけの構造にある。その意味からは実際に手が通せると否とにかかわらず、こうした事例も袖ありとすべきであろう。その意味ではむしろ、袖つけあり、とした方がよいかもしれない。

セットインスリーブについては、現在の洋裁の考え方と違うことを、旧稿でもことわっている。set-in collar などといういいかたもあり、英語ではほんらい単に“とりつける”という程度の意味であるとおもわれる。ここでもとりつけかたの方法にふみこまず、ノーマルセットインスリーブ、すなわち身頃と袖とが、肩関節に相当するところで接合されている、ということの指摘をするまでである。

F-48 曲線裁ちの部分がある

布を曲線に裁って縫いあわせることの主たる目的は、平らな布を曲面体である人体に添わせるためである。しかしそれが曲線に裁つ目的のすべてではなく、おそらくは単に誘目的意図から、袖を、脇線を、裾線を、曲線に裁つ例もすくなくはないはずである。予備属性表の段階では「体形に添った裁断」としたこともあったが、製作意図を推しはかることは避ける、という原則から、このようにした。

F-49 ダーツがある

ダーツは現代洋裁でなら、ふくらみをもたせるためにつまんで縫ったもの、と定義できるが、北方系の、とくに皮革工作に多いまぎらわしい事例のあることを考えにいれ、補綴の雑な方法としてのつまみ縫いも、これでマークする。

部位はダーツの出発位置とする。

F-50 特定部分以外にあき、切れ目がある

特定部分とは、ネックオープニング、袖口、裾口、展開衣におけるそのひらいたところであり、あきの種類には、縫いのこし、切りこみ、穴あけなどがある。ほころびはD-44のいたみにいれるが、縫いのこしとははっきり区別しにくいものは、ここでもマークする。ワンピースの脇明けなどにはいらないが、あきみせは、マークする。

これらの基準も、現代の裁縫のパターンメイキングの標準にしたがう。

なおいくぶんべつの問題であるが、あき、切れ目が非常に多かったり、さらには小裂れや紐、あるいは布以外の小ものを多数よせ集め、つなぎあわせる等の構造で、そのために全体の形態がつかみにくい衣服がある（写真2, 3）。

この場合の形態マークはC-6とするか、もしくはその小部分のあつまりを機能的にある一定区画の面積でまとめてとらえ、その区画内でのあきはないものと仮定して形態マークをあたえるかのどちらかの方法による。ただしいずれにしてもF-50項には



写真2 ガーナ西部, アシャンティ族の母親と少女

マークする。

F-59 肩傾斜がある

F-60 袖山にいせがある

いせはD-53の現象を、人為的に加工したものである。袖つけだけに行なうものではないが、袖つけへの応用が西欧型衣服工作の中でも、とくに重要な技巧のひとつである、との認識に立っている。

袖つけのいせとギャザリングの境界は微妙であるため、今回は特定のひとりのチェッカーの視認での判断に委ねざるをえなかった。

F-61 袖山、ウエストゾーン以外に、ギャザー、タック、プリーツがある。

ギャザー、プリーツとは、布を寄せてたたんだもので、プリーツは、その折目が規則的に並列したもので、とする。



写真3 北イエメン，オーバーヘロ族の女性

タックとは、布をたたんでその一部、または全部を固定（縫いつけ）したものである。

F-61 の場合、この方法によってとくに衣服化加工の線に添う、立体構造的効果をあらわしている点が、D-52 との相違である。

布端の折り返し処理のように、布自体の状態保持を目的とするものは、これも一種のタックであるが、特殊なものはF-72とし、標準的な方法によっているものはマークしない。

F-62 袖山にギャザー等がある

F-63 ウエストゾーンにギャザー等がある

F-72 袖口、裾、縫合せ部分等の布はしの処理、縫代に特色がある

原則は、素材もしくは構造体の保持的加工の範囲を、越えるか越えないかであるが、具体的にはこの場合も、現代の裁縫技術の標準にしたがう。たとえばパイピングやロックミシンがけはあたりまえとみる、というふうに。民族服の場合はむしろ、保持的加工のないもの、つまり布端が裁ち切りのもの、耳を布端としたもの、端を表へ折かえしたものなどの例が多い。もちろんこれらはマークの対象になるが、縫代の裁ち切

大丸 固有属性分析による衣服標本カタログ

りはマークしない。なお縫代の幅の標準値は、素材や組織が特殊なものでないかぎり、1 cm 幅あれば構造上は安全とみて、1.5 cm までとした。

F-73 布をつまみ、またはたたんで縫いつけた部分がある。

この表現であるとタックと区別ができないが、この項目のねらいは、身丈や袖桁を、揚げによって調節する方法の有無を、マークすることである。

F-74 布目の扱いに特色がある

縦・横地の使いかたについても、裁縫の標準にしたがう。したがって袖横地使いも特殊なものともみない。

バイヤス布の扱いについては、バイヤス自体は特殊とかがえず、当然使うべきところ以外に使っている場合のみ、マークする。

F-75 身頃が打ちあわせ

展開衣の前身頃が、突きあわせか打ちあわせかは、興味ある文化論的問題を背負っている。この点は旧稿でかなり詳細に論じているので、くりかえさない。

打ちあわせか突きあわせかを、今回は固定的留め具の位置でか、あるいは標準ボディ³⁾に着装させた状態での、まえの重なりかた、という条件から判断した。シングルブレストのボタンを留めるだけのかさなりは、打ちあわせとはみない。

F-76 固定的な留め具をもつ

F-77 非固定的な留め具をもつ

このふたつの項目は、衣服のもつ構造的な、体型へのフィット性を問題としている。したがってここで固定的という意味は、その留め具をもちいることによって、衣服のボリュームと、ときには外観が固定される、ということである。ボタン、各種のファスナーはF-76を代表し、帯のたぐいはF-77を代表する。つけ紐類はどちらつかずであるが、紐の長さによって、およその判断ができる。

F-78 形を支持するための、べつの構造体をもつ

あたらしくもうけた項目である。べつの構造体というのは、肩パッド、袴などにいれる板芯、パニエ、クリノリンなどがその例である。この項目では、べつの構造体、といういいかたに、いくぶんか問題があろう。標本整理のうえからは、別の番号をもつ構造体が存在し、この衣服は必要なときにそれと組合せて（付けて、はめて）着装する、というのが原則であるが、実際にはとりつけてあるものが多い。

F-79 左右が非対象である

この項目では構造上の左右アンバランスをマークし、和服の打ちあわせのような、

3) 使用ボディは、YONEMIYA Whity 41-85 J.

着装外観のアンバランスはとらない。

しかし一般には上前・下前は固定的であり、構造もそれにとまなうことがふつうである。

G項 部位マーク

ここでいう人体の部位は、人体そのものの部位ではなく、衣服としての、各部分の相互関係のうえでとらえられるものである。

たとえば腕にたいする袖、胴体にたいする身頃といういいかたも、ほんらいそうした観点からつけられた呼名であろう。

本項ではそういう呼名ではなく、上肢、躯幹部という、人体の部分名に即した名称をもちいたのは、袖、身頃、という呼名がかならずしも衣服の全体にわたって存在せず、まぎらわしいためである。

つぎに例を示す。

F-50の場合	身八つ口	F-50, G-4, G-7
	袖下あき	F-50, G-5
	脇スリット	F-50, G-7, G-11
	C-4 に入らない脇あき	F-50, G-7
	前・後あき (C-1, 21について)	F-50, G-10

KG項 (keyword general) 自然語、統制語による注記

以上の各項目での説明を補うためにもうけた項目である。統制語で記入するのは、今回の場合、布幅、紋様名、袖の3種にすぎない。旧稿ではネックオープニングやカラー、袖のスタイルなど、9種の統制語記入項目があった。多くの専門家の協力のもとに討議をかさねたにもかかわらず、それらの項目についての満足なソースが、今回のカタログのまにあわなかったことは、遺憾である。

チェッカーの記入した自然語のうち、カタログにとりいれたのは、検索者にとって有用、と判断されたもののみであり、省略したものなかには、たとえば<表裏地間に糸くず><ミシン不調><ウエストにゴム入り>のような例がある。

1-6. あとがき

1-6-1. 分析作業に関するメモ

本標本カタログの作成の経過は下記の通りである。

第一次点検開始	1982年09月		
第一次点検終了	12月	1,500点	予備属性表作成
第二次点検開始	1983年04月		
第二次点検終了	1984年04月	1,100点	'84年属性表作成 「衣服標本属性論」発表
第三次点検開始	1984年04月		
第三次点検終了	1987年10月	2,000点	'87年属性表作成
入力開始	1988年04月		
第四次点検開始	1989年04月		
民博服装シソーラス共同研究会における，通文化衣服形態区分試案発表 1990年03月			
第四次点検終了	1990年03月	1,100点（詳細） 3,200点（形態）	
→『固有属性分析による衣服標本カタログ』発表			

点検協力者

第一次	伊藤ひろみ 出雲三起子 守安由紀子	第四次	川端澄子（梅花短期大学） 北田典子（金蘭短期大学） 篠原和子（金蘭短期大学）
第二次	奥田雅子 酒井真弓 守安由紀子		吹田和子（松蔭女子学院短期大学） 藤田公子（相愛女子短期大学） 松下知子（金蘭短期大学）
第三次	奥田雅子 嶋 清子		山本昌子（夙川学院短期大学） 横川公子（金蘭短期大学） 奥田雅子

素材分析責任者 松下知子

属性表検討助言者

嶋 清子	（SHIMAファッション研究所）
高橋晴子	（大阪樟蔭女子大学）

森本千代子 (神戸ファッション専修学校)

野中 翠 (マロニエファッションデザイン専修学校)

なお、点検作業については、本館調査員宇野文男、標本資料係長宇治谷恵、標本整備係長飯島善明の諸氏をはじめとする収蔵庫のみなさんに、ご協力いただいた。また現地衣服名のカナ表記にかんしては、大塚和夫、桑原文子の両氏にご教示を賜わり、最終的な原稿の整理は、中洲美加子さんにご負担をかけた。あわせて、感謝の意をあらわしたい。

1-6-2. 資料出典

- 写真1 HUTCHINSON, Walter *Custom of the World*,
Hutchinson & Co., (London) n.d.
- 2, 3 JOHNSTON, Harry *The Living Races of Mankind*, vol. 2,
Hutchinson & Co., (London) n.d.
- 図 4 HYNKOVA, Hana *Mezulan A Mezulanky V Oblasti Orlickych Hor*,
Cesky lid 46 (1959) p103, 113,
- 5 KUNDEGRABER, Maria *Die Gottscheer Frauenfesttracht, ein Relikt mittelalterlicher Mode*,
Historische Waffen-und-Kostumkunde v. 3, Folge 12 (1970) p19, 31,
- 6 嶋 清子

1-6-3. 文献

- カルダーノ, ジェロラモ
1643 (1989) 「わが人生の書」青木靖三, 榎本恵美子訳 社会思想社 GARDANO,
Gerolamo, *De propria vita liber*.
- 大丸 弘
1985 衣服標本属性論—MCD 標本シソーラス 『国立民族学博物館研究報告』9(3): 533-570。
1988 *Conservation of Aesthetic Ideals of Garments. The Museum Conservation of Ethnographic Objects, Senri Ethnological Studies, No. 23:177-204.*
- 江坂輝弥, 渡辺 誠
1988 装身具と骨角製漁具の知識 東京美術。
- ぎょうせい
1981 現代百科事典 ぎょうせい。
- 平凡社
1984 大百科事典 平凡社。
- Musée de l'homme
1981 *Système descriptif du vêtement, Musée de l'homme (Paris).*